

各府省庁 DX 推進連絡会議の開催について

〔令和6年7月30日〕
内閣官房長官決裁

1. 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）の「第6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル共通基盤等に係る各府省庁のDXの取組を支援するため、業務の抜本見直し推進チームの開催について（令和元年6月25日内閣官房長官決裁）に基づき開催されてきた「業務の抜本見直し推進チーム」を発展的に改組し、同チームの検討の成果等も踏まえて、各府省庁DX推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、共同座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

共同座長	内閣官房副長官補（内政担当）兼内閣官房デジタル行財政改革会議事務局長 デジタル監
副座長	内閣官房デジタル行財政改革会議事務局長代理
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房行政改革推進本部事務局長 デジタル庁統括官 総務省行政管理局長 総務省行政評価局長 総務省自治行政局長

3. 連絡会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、共同座長が定める。

附 則

連絡会議の開催に伴い、業務の抜本見直し推進チームの開催については廃止する。